

◎ まずはお気軽に御連絡ください ◎

新規就農の総合窓口
香川県新規就農相談センター

〒760-0068 高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎5階

公益財団法人 香川県農地機構

FAX: 087-813-3737 E-mail: k-nk@nifty.com

TEL. 087-831-3211

一般社団法人 香川県農業会議

FAX: 087-812-0820 E-mail: kk37006@kgwagri.or.jp

TEL. 087-812-0810

ことでん「瓦町駅」下車 徒歩10分

ことでん「今橋駅」下車 徒歩3分

「JR高松駅」「県営浅橋」より タクシー10分

香川県新規就農相談センター
〒760-0068 香川県高松市松島町1丁目17-28 県高松合同庁舎5階
ホームページ <http://kagawa-nk.jp/>

就業相談窓口

県内の就業

- 香川県農業経営課 〒760-8570 高松市番町4-1-10 TEL.087-832-3406
- 香川県立農業大学校 〒766-0004 仲多度郡琴平町榎井34-3 TEL.0877-75-1141
- J A 香川県営農企画課 〒761-8084 高松市一宮町字刷塚1431-1 TEL.087-818-4140
- J A 香川県無料職業紹介所「アグリワーク」 〒761-8084 高松市一宮町字刷塚1431-1 TEL.087-818-4156
- J A 香川県担い手サポートセンター 〒761-8084 高松市一宮町字刷塚1431-1 TEL.087-818-4188
- 日本政策金融公庫高松支店 〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階 TEL.087-851-9991

◎ 就農地が決まれば 現地での相談に ◎

東讃地区 総合窓口 東讃農業改良普及センター 〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2 TEL.0879-42-0190

- | | | |
|---|---------------------------|---------------------------|
| 高松市
〒760-8571
高松市番町1-8-15 | 農林水産課
TEL.087-839-2422 | 農業委員会
TEL.087-839-2662 |
| さぬき市
〒769-2195
さぬき市志度5385-8 | 農林水産課
TEL.087-894-1116 | 農業委員会
TEL.087-894-9212 |
| 東かがわ市
〒769-2792
東かがわ市湊1847-1 | 農林水産課
TEL.0879-26-1303 | 農業委員会 |
| 三木町
〒761-0692
木田郡三木町大字氷上310 | 農林課
TEL.087-891-3308 | 農業委員会
TEL.087-891-3310 |
| 直島町
〒761-3110
香川郡直島町1122-1 | 建設経済課
TEL.087-892-2224 | 農業委員会 |

中讃地区 総合窓口 中讃農業改良普及センター 〒765-0014 普通寺市生野本町1-1-12 TEL.0877-62-1022

- | | | |
|--|---------------------------|---------------------------|
| 丸亀市
〒763-8501
丸亀市大手町2-3-1 | 農林水産課
TEL.0877-24-8845 | 農業委員会
TEL.0877-24-8826 |
| 坂出市
〒762-8601
坂出市室町2-3-5 | 産業課
TEL.0877-44-5012 | 農業委員会
TEL.0877-44-5013 |
| 普通寺市
〒765-8503
普通寺市文京町2-1-1 | 農林課
TEL.0877-63-6316 | 農業委員会
TEL.0877-63-6322 |
| 宇多津町
〒769-0292
綾歌郡宇多津町1881 | 地域整備課
TEL.0877-49-8012 | 農業委員会 |
| 綾川町
〒761-2392
綾歌郡綾川町滝宮299 | 経済課
TEL.087-876-5282 | 農業委員会
TEL.087-876-5283 |
| 琴平町
〒766-8502
仲多度郡琴平町榎井817-10 | 農政課
TEL.0877-75-6709 | 農業委員会 |
| 多度津町
〒764-8501
仲多度郡多度津町栄町1-1-91 | 産業課
TEL.0877-33-1113 | 農業委員会 |
| まんのう町
〒766-0022
仲多度郡まんのう町吉野下430 | 農林課
TEL.0877-73-0105 | 農業委員会 |

小豆地区 総合窓口 小豆農業改良普及センター 〒761-4301 小豆郡小豆島町池田2519-2 TEL.0879-75-0145

- | | | |
|---|---------------------------|-------|
| 土庄町
〒761-4192
小豆郡土庄町甲559-2 | 農林水産課
TEL.0879-62-7007 | 農業委員会 |
| 小豆島町
〒761-4492
小豆郡小豆島町片城甲44-95 | 農林水産課
TEL.0879-82-7026 | 農業委員会 |

西讃地区 総合窓口 西讃農業改良普及センター 〒769-1503 三豊市豊中町笠田竹田438-1 TEL.0875-62-3075

- | | | |
|--|---------------------------|---------------------------|
| 観音寺市
〒768-8601
観音寺市坂本町1-1-1 | 農林水産課
TEL.0875-23-3931 | 農業委員会
TEL.0875-23-3948 |
| 三豊市
〒767-8585
三豊市高瀬町下勝間2373-1 | 農林水産課
TEL.0875-73-3040 | 農業委員会
TEL.0875-73-3046 |



香川で農業をしませんか
Let's try farming in Kagawa.
かがわ
就農就業
マニュアル 2020



香川県の農産物マップ

- 青ねぎ
 - アスパラガス
 - いちご
 - オクラ
 - かぼちゃ
 - キャベツ
 - きゅうり
 - 金時にんじん
 - さつまいも
 - スイートコーン
 - セロリ
 - だいこん
 - たけのこ
 - たまねぎ
 - トマト
 - ミニトマト
 - なす
 - なばな
 - にんにく
 - パセリ
 - プロッコリ
 - モロヘイヤ
 - メロン
 - レタス
- カーネーション
 - さく
 - 鉢花
 - ひまわり
 - 盆栽
 - マーガレット
 - ラナンキュラス
 - 黒豆
 - 茶
 - 肉用牛
 - 乳用牛
 - にわとり
 - 豚
- いちじく
 - 温州みかん
 - オリーブ
 - かき
 - キウイフルーツ
 - すもも
 - 中晩かん
 - なし
 - びわ
 - 暮ぶどう
 - 黒ぶどう
 - もも
 - レモン

全国の生産量が上位の農産物

- 米麦 … はだか麦
- 野菜 … 冬レタス、プロッコリ、にんにく、たまねぎ、金時にんじん
- 果樹 … もも、ひわ、オリーブ
- 花き … きく、カーネーション、マーガレット、盆栽、ラナンキュラス、ひまわり
- 畜産 … 鶏卵

全国上位に位置する数々の農産物

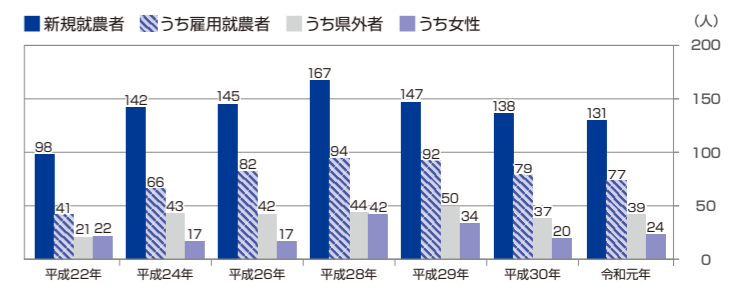
品目	生産量	全国順位(比率)	品目	生産量	全国順位(比率)
冬レタス	15,300t	5位(8%)	ひわ	241t	4位(7%)
プロッコリ	13,000t	4位(8%)	オリーブ	575t	1位(94%)
にんにく	582t	3位(3%)	ラナンキュラス	1,511千本	3位(14%)
たまねぎ	10,000t	9位(1%)	マーガレット	1,641千本	1位(71%)
金時にんじん	2,198t	1位(95%)	ヒマワリ	1,780千本	3位(7%)
モモ	955t	9位(1%)	盆栽	58千鉢	-(-)



新規就農・香川県農業の概要

香川県の新規就農者

本県の基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合が70%を超えている中、新規就農者については、令和元年度は、131人(自営就農54人、雇用就農77人、女性24人)と、依然として一定の水準を維持しています。ライフスタイルや農業に対する価値観の多様化などにより、中途退職者や他産業従事者など、いわゆるJ・Iターンにより就農を希望するケースが定着しつつあり、県外からの新規参入者や女性農業者の割合が高い傾向にあります。



香川県農業の概要

本県の県土面積は、国土面積の0.5%と全国で最も狭いものの、平野部が多く耕地面積は29,900ha(令和元年)で全国の0.7%を占めています。恵まれた気候や立地条件の下、収益性の高い作物を中心にレタス、金時にんじん、マーガレット、オリーブなど全国に誇れる特色ある農産物が栽培され、県内はもとより京浜や京阪神地域等に、新鮮で良質な農産物を供給しています。

本県農業の基礎的指標

区分	香川県	全国比率	全国順位
農家戸数	※ 35,163戸	1.6%	29位
農家人口	※(販売農家) 70,957人	1.5%	30位
耕地面積	※※※ 29,900ha	0.7%	39位
農産物作付延べ面積	※※ 24,800ha	0.61%	40位
水稲	12,500ha(50%)	0.85%	37位
麦類	2,670ha(11%)	0.98%	19位
大豆・そば・なたね	94ha(0%)	0.04%	41位
その他(野菜・果樹・花きなど)	9,536ha(39%)	0.46%	38位
耕地利用率	※※ 82.1%	—	35位
農業産出額	※※ 817億円	0.90%	35位

※平成27年
※※平成30年
※※※令和元年
資料：農林水産省「農業センサス」、「耕地面積調査」、「農業経営統計調査」等

就農の「こころ構え」10か条

- 自己責任、自己管理が基本です**
農業のみならず、社会において自立し、評価を得るためには「自己責任」、「自己管理」ができなければなりません。曖昧な心構え、気持ちでの新規就農は厳に慎むべきです。また、農業経営においては、農作物の生産だけでなく、収支計算から販売先の確保まで自己責任で行うことが大原則です。
- 明確な目標、確たる意思をもつこと**
何ごとを行うにも、「初めに目標ありき」です。明確な、そして実現可能な経営目標を立て、確たる意思のもとで、その実現に向けて着実にステップアップすべきです。
- 技術力・経営管理能力の取得はできていますか**
就農に先立ち、自分の技術力や経営管理能力を十分に磨いておくことが必須の条件です。研修施設や農家での実践研修を十分に積んでおくことが必要です。
- 地域選定と地域の合意に努めること**
就農地の選定は、自分の農業経営に最適かどうかだけでなく、家族の日常生活、子供の教育などの利便性についても配慮すべきです。その地域(集落)に快く受け入れてもらえるよう、就農するまでに十分すぎるほどの意思疎通や合意形成を図っておく必要があります。
- 農地取得など経営基盤づくりは可能ですか**
農地がないと農業は営めません。農地の確保については、市町農業委員会や香川県農地機構に相談してください。また、農業機械やハウスなどの施設の整備も必要です。過剰投資を避け、自分の経営規模や資金力に見合う投資を心がけるべきです。さらに、収穫した農産物を出荷するために、洗浄や選別、袋詰などに必要な作業場を確保することも必要です。
- 資金(資本)の確保は大丈夫ですか**
農業経営を開始するにあたっては、その準備段階から多額の資金が必要です。農業経営に必要な資金の外、住居や生活拠点の確保など多岐にわたります。また、農業経営で安定した収益を上げるまでの期間の運転資金も確保することが必要です。
- 家族の同意は得ていますか**
就農するにあたって、家族の同意は得ていますか。就農するには住居地の移転が必要なものもあり、家族経営は家族の協力がないと成り立たないものです。
- 住居の確保はできていますか**
住居は農地の近隣に確保することが望めます。地域選定や地域との合意のプロセスで、住居の取得の可否についても情報が得られるはず。借家も含めて地元の方々の協力を得ることが望ましいと言えます。なお、香川県全域を対象とする「空き家バンク」を検索して情報を得ることができます。
- 各種の施策・制度の活用について**
新規に就農する方に対しては、就農準備、就農時の支援のため、各種の施策・制度が仕組みされており、条件が整えば活用できます。十分に情報を得ておく必要があります。

就農までのプロセス



就農に向けての相談のポイント

ステップ1 情報収集・就農相談

香川県新規就農相談センター(香川県農地機構・香川県農業会議)

香川県の総合支援窓口で、全国新規就農相談センターと連携

無料職業紹介(農業関係)

新規就農に関する県内関係機関・団体との情報ネットワーク

◎その他の情報収集は

- 香川県農政水産部農業経営課 新規就農者に関する施策・支援策の窓口
- 香川県就職・移住支援センター 香川県への移住・求職に関する相談窓口
- JA香川県担い手サポートセンター 担い手として農業所得向上に意欲ある農業者に対して直接訪問するなど担い手のニーズに即した支援を行う窓口

◎就農地が決まれば

- 香川県農業改良普及センター(東讃、小豆、中讃、西讃) 農業技術及び農業経営に関する助言・指導
- JA香川県 農地・住宅の確保、地域との連携など
- 市町農業主務課・農業委員会

ステップ2 就農へのアクション

選択I

農業法人等に就職する

農業関係の無料職業紹介

農業法人等からの求人情報に基づき、無料で求職者のあっせんをおこなうもの

- 香川県農地機構
- 香川県農業会議
- JA香川県「アグリワーク」

選択II

農業研修を経て独立就農する

農業経営継承

農業経営継承事業では、後継者のいない優良な農業経営の栽培技術・農地・施設等を一括して意欲ある第三者が継承することを支援するもの

- 香川県農業会議

就農準備研修・就農実践研修

野菜、花き、果樹の栽培管理に関する技術習得のための実習及び講義

- 香川県立農業大学校

JA香川県 農業インターン制度

JA香川県の臨時職員として、農業法人等で1年間農業研修を行い、研修後は直ちに就農する制度

- JA香川県園芸課

JA香川県 就農奨学金制度

新規就農予定者に奨学金を給付することで、就学後の就農を支援

- JA香川県営農企画課

まずは農業体験をする

農業インターンシップ

農業への理解を深めたり、農業法人等への就職を具体的にイメージすることを目的に、農業法人等で農業体験をおこなうもの

- 香川県農業会議
- 日本農業法人協会

就農基礎講座

仕事を持つ人が働きながら農業の基礎を学ぶことができるよう夜間の講義と休日の実習で農業についての理解と就農意欲の向上

- 香川県立農業大学校

独立就農する

- 農地の確保
 - 香川県農地機構
 - 市町・市町農業委員会
- 規模拡大に向けた雇用の確保
 - 香川県就農相談センター無料職業紹介所(香川県農地機構)
 - 香川県農業会議
 - ハローワーク
 - JA香川県「アグリワーク」
- 資金の確保や補助事業の活用
 - 香川県農業経営課
 - 農業改良普及センター
 - 日本政策金融公庫高松支店
 - JA香川県
- 機械や施設の確保
 - 市町
 - 農業改良普及センター
 - 香川県農業経営課など関係機関
 - JA香川県

就農・就業のポイント

1 農業法人への就職(就業)について

「独立就農」は、相当の資金と農業技術が必要とされますから、20～30歳代の若者にとって少しハードルが高くなります。一方「雇用就農」は、給与をもらいながら技術も身につけられます。生活を安定させた後に何年かして独立したいという若者たちにも、うってつけの就農スタイルです。法人で農業をするには、雇用契約を締結せずに農業技術の習得を目的とした「研修」と、雇用契約を結ぶ「雇用」の形があります。「研修」の場合には、研修費用を払うものから、無報酬のものまで様々な形態があります。また、研修目的であっても雇用契約を締結する形態もあります。農業法人への就職という就農スタイルは近年定着し、多くの農業法人にとって新規就農者は欠かせない労働力となっています。

農業法人等への就職のポイント

○農業法人で働く目的の明確化

1. 農業法人で働くこと自体が目的なのか、将来の独立のためのステップなのか考えよう
2. 作目、地域、労働条件の希望を整理しよう

○希望する農業法人を探す

1. 求人情報を収集しよう

香川県新規就農相談センター(香川県農地機構・香川県農業会議)、全国農業会議所(新・農業人フェア)、公益社団法人日本農業法人協会などのほか、各種求人サイトの情報を活用しよう。

2. 候補となる法人が見つかったら、農業インターンシップ制度などを活用して、実際にその法人で農作業体験・研修をしよう
3. 農業法人の担当者、勤務内容、勤務条件、将来像などについてよく話し合い、お互いが合意したならば労働契約を結ぼう

2 独立就農について

新しく農業を始めるには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設が必要となります。また、多くは移住をとまうため、⑤住宅をみつける必要があります。農業経営者となることは、事業を新たに起こすことと変わりありません。ただし、自然相手の作物生産であることや、生産と生活の現場が一体化して地域社会との関係が密接であるなどの特徴があります。

● 独立は無理せず慎重に

● 県や市町などの新規就農支援制度をできるだけ活用する

● 運転資金、生活資金を自己資金で準備する

経営が安定するまで3～5年。できれば、自己資金を500万円以上は準備したい。

● 事業に投資は必要

設備資金は借り入れ、自己資金はいざというときの手持ち資金に。

● 無利子だからといって借りすぎない

返済は必ずやってくる。返済期間は短く、年間の返済額も小さくない。

● 経営計画は堅めで周到にたて、経営は勘ではなく記帳など計数で管理する

複式簿記は必須。青色申告も積極的に行う。

● 認定新規就農者になる

何をしてくれるかではなく、どう制度を活用するかが大事である。

独立就農のポイント

1. 目指す農業経営のビジョンの明確化

新しく農業を始めるということは、新たに事業を開始することであり、自分が将来「どこで、どんな農業をやるのか」意思を固めることが大切です。

- なぜ就農を意識するようになったのか
- どういった経営をするのか
- どういった作目を選定するのか
- どれくらい農地を確保したいか
- どういった栽培をするのか
- 何年くらいで、どのくらい所得を確保したいか

などを具体化する必要があります。

2. 就農地の選定

就農する場合に、希望する地域を決める必要があります。作物にはその作物に適した気象条件や土壌条件があることから、「どんな農業をやるのか」、「どんな作物を作りたいか」も就農地域を選定するための重要な要因になります。また、取り組もうと考えている作目の主産地では、産地部会やJA、農業改良普及センターなどの生産技術の指導体制が整っており、さらに集出荷施設や作業支援体制が整備されているなど、初めて取り組む農業者にとって有利な面が多いものと考えられます。さらに、住宅事情など定住に向けた生活条件についても十分考えておく必要があります。

3. 経営計画の作成

就農するにあたっては、経営計画を立てて、目指す農業経営のイメージが実現可能かどうか検討することが必要です。作目、農地面積、労働力、資本などを踏まえ、3～5年後の生産計画を立て、どの程度の所得が確保できるか試算することが必要です。また、経営計画の作成にあたっては、地域の実態について詳しい農業改良普及センターなどに相談することも必要です。

— 経営計画の作成の留意点 —

- 新規就農とは、事業の経営者となることの自覚をもつこと
- 当面(3～5年程度)の経営目標を決めること

栽培技術が高くないことから、当面の経営規模当たりの収益は、一般農家の5割程度に見積もる。当面の生活費も計画に盛り込み、できるだけ自己資金を準備すること

- 過剰な投資は絶対に避けること

機械・施設の装備は必要最小限に努め、できるだけ中古機械や施設の購入や譲り受けるなど初期投資を軽減する。また、新規就農者向けの補助事業を活用することも初期投資軽減につながる。

新規就農者のための農業経営指標

No	経営類型	経営規模	初期的資本整備額	経営内労働力	農業所得(万円)	1経営体当たり労働時間(雇用含)	生産方式
1	水稻 + 麦 + 作業受託	[作付面積等] 水稻(中生) 250a 麦 250a 作業受託 耕起・代かき・田植 500a 収穫・乾燥・調製 500a [経営面積] 水田 250a	22,722 千円	基幹1名 補助1名	271	1,288 (1,288)	【水稻】 ●品種:ヒノヒカリ、普通期移植栽培、6月下旬移植。 ●自家育苗、自家乾燥 【麦】 ●品種:さめきの夢2009
2	水稻 + 葉ネギ + レタス	[作付面積等] 水稻(早生) 110a 葉ネギ 30a レタス(年内どり) 35a レタス(年明どり) 30a レタス(春どり) 30a [経営面積] 150a	14,368 千円	基幹1名 補助1名	231	3,419 (3,532)	【水稻】 ●品種:コシヒカリ ●購入苗、疎植栽培 【葉ネギ】 ●6月～10月どり ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり
3	水稻 + オクラ + レタス	[作付面積等] 水稻(早生) 100a オクラ 10a レタス(年内どり) 35a レタス(年明どり) 30a レタス(春どり) 30a [経営面積] 150a	13,667 千円	基幹1名 補助1名	231	3,312 (3,552)	【水稻】 ●品種:コシヒカリ ●購入苗、疎植栽培 【オクラ】 ●トンネル、露地栽培 ●品種「アーリーファイブ」 ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり
4	水稻 + アスパラガス + ブロッコリー	[作付面積等] 水稻(早生) 100a アスパラガス 10a ブロッコリー(年内どり) 35a ブロッコリー(年明どり) 40a ブロッコリー(春どり) 55a [経営面積] 170a	18,135 千円	基幹1名 補助1名	322	1,981 (1,981)	【水稻】 ●品種:コシヒカリ ●購入苗、疎植栽培 【アスパラガス】 ●品種「さめきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調整支援利用
5	イチゴ	[作付面積等] 施設イチゴ(養液) 20a [経営面積] 30a	34,562 千円	基幹1名 補助1名	249	3,542 (4,949)	●新品種「さめき姫」 ●香川型高施設栽培「らくちん」システム
6	ミニトマト	[作付面積等] ミニトマト(長期) 20a [経営面積] 25a	16,896 千円	基幹1名 補助1名	243	2,698 (3,308)	●品種:千果 ●購入苗、土耕栽培、長期どり ●マルハナバチ導入 ●選果機

No	経営類型	経営規模	初期的資本整備額	経営内労働力	農業所得(万円)	1経営体当たり労働時間(雇用含)	生産方式
7	キャベツ	[作付面積等] キャベツ(11月どり) 40a キャベツ(1月どり) 40a キャベツ(3月どり) 30a キャベツ(4月どり) 40a [経営面積] 150a	11,125 千円	基幹1名 補助1名	231	1,945 (1,945)	●品種の組み合わせによる周年栽培 ●セル成型苗、移植機
8	キュウリ + ナバナ	[作付面積等] キュウリ半促成 8a キュウリ露地 8a キュウリ抑制 8a ナバナ 16a [経営面積] 30a	13,663 千円	基幹1名 補助1名	243	2,530 (2,530)	【キュウリ】 ●ハウス半促成・抑制(無加温)、夏露地 【ナバナ】 ●品種:花かんざし、花飾り
9	露地キュウリ + ナバナ	[作付面積等] キュウリトンネル 8a キュウリ夏露地 7a キュウリ秋露地 7a ナバナ 20a [経営面積] 30a	9,653 千円	基幹1名 補助1名	215	2,324 (2,324)	【キュウリ】 ●露地栽培 【ナバナ】 ●品種:京の春、花かんざし、花飾り
10	施設ぶどう + 露地ぶどう	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 20a 露地ぶどう(トンネル) 10a [経営面積] 50a	30,286 千円	基幹1名 補助1名	206	2,162 (2,162)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット:無核栽培、1月末加温10a ●ピオーネ:ジベレリン1回処理、減農薬栽培、2月上旬加温10a、無加温(3月上～中旬被覆)20a 【露地ぶどう】 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
11	露地みかん + 施設中晩柑 + キウイフルーツ	[作付面積等] 露地みかん(小原紅早生) 30a 露地みかん(普通) 20a 施設中晩柑 10a キウイフルーツ(香緑) 20a [経営面積] 80a	17,684 千円	基幹1名 補助1名	303	1,971 (2,091)	【露地みかん】 ●早生:マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月中旬から収穫 ●普通:露地栽培(隔年交互結実)、ドリップ灌水施設導入、3月上旬から出荷 【施設中晩柑】 ●不知火(無加温栽培)、養液土耕施設導入 【キウイフルーツ】 ●香緑:有袋栽培
12	キウイフルーツ + 露地みかん	[作付面積等] キウイフルーツ(さめきゴールド) 20a キウイフルーツ(香緑) 30a 露地みかん(小原紅早生) 30a [経営面積] 80a	15,764 千円	基幹1名 補助1名	218	2,168 (2,218)	【キウイフルーツ】 ●さめきゴールド:露地栽培、10月中旬出荷、一文字整枝、溶液授粉 ●香緑:露地栽培、11月中旬出荷、一文字整枝、溶液授粉 【露地みかん】 ●早生:マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月中旬から出荷
13	露地もも	[作付面積等] 早生(はなよめ) 20a 早生(日川白鳳) 20a 中生(あかつき) 30a 晩生(なつおとめ) 20a [経営面積] 樹園地 90a	8,086 千円	基幹1名 補助1名	249	2,492 (3,042)	●有袋、レーザー式選果機利用

就農・就業にあたっての支援

1 青年等就農計画制度

新規就農者を大幅に増やし、担い手として活躍いただくため、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が必要ことから、市町の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

1. 青年等就農計画の対象者

対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

- ① 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ② 特定の知識・技能を有する者（65歳未満）
- ③ 上記の者が役員・の過半を占める法人

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を含みません。

2. 青年等就農計画の認定

- ① 新規就農者が青年等就農計画を作成し、市町に提出
- ② 市町が同計画を審査・認定
- ③ 市町は青年等就農計画を認定後、当該計画申請者に通知
- ④ 市町、県等関係機関により、計画達成をフォローアップ等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・農業次世代人材投資資金（経営開始型）
- ・青年等就農資金（無利子融資）
- ・認定新規就農者への農地集積の促進
- ・経営所得安定対策
- ・経営体育成支援事業等の補助事業
- ・農業経営基盤強化準備金制度の活用

青年等就農計画の認定の流れ



No	経営類型	経営規模	初期的資本整備額	経営内労働力	農業所得(万円)	1経営体当たり労働時間(雇用含)	生産方式
14	輪ギク	[作付面積等] 秋ギク(精興の誠) 5a 秋ギク(神馬2号) 25a 夏秋ギク(精の一) 10a [経営面積] 20a	33,092 千円	基幹1名 補助1名	235	2,055 (2,055)	<ul style="list-style-type: none"> ● 直挿し栽培、無摘心栽培、養液土耕栽培 ● 購入穂の活用による品質改善と育苗作業の効率化 ● ハイブリッド方式暖房 ● 四段サーモ変温管理 ● 低温期における低温開花性品種「神馬2号」を利用 ● 持込み共撰
15	カーネーション	[作付面積等] カーネーション 15a [経営面積] 15a	23,445 千円	基幹1名 補助1名	259	2,942 (2,942)	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬春切り1年栽培 ● 養液土耕栽培や反射マルチ栽培による収穫量の増加 ● 全量購入苗 ● 変則4株植え ● 天敵、黄色蛍光灯活用 ● 二重被覆、循環扇、変温管理
16	マーガレット + ひまわり	[作付面積等] マーガレット 25a ひまわり 15a [経営面積] 20a	17,900 千円	基幹1名 補助1名	315	2,101 (2,101)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日射制御型拍動自動灌水装置 <p>【マーガレット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全量購入苗 ● 簡易自動定植機 ● 簡易隔離ベット ● 初期生育期間の遮熱・遮光シート <p>【ひまわり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープシーダ播種機 ● 種子の予措とベタ掛け
17	マーガレット + 小ギク	[作付面積等] マーガレット 20a 小ギク 10a [経営面積] 25a	18,423 千円	基幹1名 補助1名	265	2,038 (2,038)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日射制御型拍動自動灌水装置 ● 全量購入苗 ● 簡易自動定植機 ● 簡易隔離ベット ● 初期生育期間の遮熱・遮光シート <p>【小ギク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マルチ被覆 ● ウイロイドフリー苗の購入(3年おき) ● 電照による開花調整(8月出荷)
18	ランキュラス + 小ギク	[作付面積等] ランキュラス 15a 小ギク 10a [経営面積] 25a	17,142 千円	基幹1名 補助1名	349	2,768 (2,768)	<ul style="list-style-type: none"> ● ランキュラス ● ウイルスフリー塊根の購入(3年おき) ● 防虫ネット、シルバーマルチ被覆 <p>【小ギク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マルチ被覆 ● ウイロイドフリー苗の購入(3年おき) ● 電照による開花調整(8月出荷)
19	施設ぶどう + ブロッコリー	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 10a ブロッコリー(年内・年明どり) 50a [経営面積] 80a	30,103 千円	基幹1名 補助1名	225	2,271 (2,271)	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設ぶどう ● シャインマスカット(1月加温)、ピオーネ(2月加温、無加温) <p>【ブロッコリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年内どり～年明けどり、作業支援(定植、出荷調整)

青年等就農計画認定申請書(イメージ)

(様式) (記入例) 青年等就農計画認定申請書 年 月 日

〇〇市町長 殿

申請者住所 〇〇市〇〇町〇〇
 氏名 <名称・代表者> 農林 A 〇〇年〇月〇日生(〇〇歳)
 農林 B 〇〇年〇月〇日生(〇〇歳)
 <法人設立年月日 〇〇年〇月〇日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画			
就農地	〇〇市	農業経営開始日	〇年〇月〇日
就農形態 (該当する形態に印)	<input checked="" type="checkbox"/>	新たに農業経営を開始 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始	
	<input type="checkbox"/>	親の農業経営を継承 { <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 月 }	
目標とする経営類型 (備考の経営類型の中から選択)	「複合経営(肉用牛+その他(きのこ菌床栽培))」		
将来の農業経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)		
		現状	目標(年)
	年間農業所得	1,000 千円	3,000 千円
	年間労働時間	2,000 時間	2,000 時間

作物・部門名	現状		目標(年)				
	作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量			
黒毛和種・繁殖牛	10頭	販売0頭	50頭	販売50頭			
飼料用米	499a	〇〇t	499a	〇〇t			
放牧地	1,000a	〇〇t	1,000a	〇〇t			
菌床しいたけ	1a	〇〇t	1a	〇〇t			
特定作業受託	1,000a		2,000a				
経営面積合計	2,500a		3,500a				
区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標(年)		
			作付面積	生産量	作付面積	生産量	
所有地	田					499a	
	畑	A市	1,000a			1,000a	
借入地	田	B町	499a				
	畑						
特定農業受託	作業	水稲	精起・代かき、田植え、収穫	500a	〇〇t	1,000a	〇〇t
		大豆	精起・整地、播種、収穫	500a	〇〇t	1,000a	〇〇t
	作業受託	麦	精起・整地	300a		300a	
		麦	播種	300a		300a	
集計			600a		600a		
集計後			200a		200a		
事業名	内容	現状	目標(年)				
観光農園				

(一部抜粋)

2 農業次世代人材投資資金

次世代を担う農業者となることを志向するものに対して、「就農前の研修を後押しする資金(準備型/2年以内)」及び「就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型/5年以内)」を交付するものです。

準備型	「準備型」は、香川県立農業大学校などでおおむね1年以上の研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付するものです。
経営開始型	「経営開始型」は、市町が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた(見込みも含む)認定新規就農者に、年間最大150万円を最長5年間交付するものです。

【準備型の概要】

対象者の要件

- ①就農予定時の年齢が原則50歳未満の方
- ②県が認める研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修する方
先進農家等で研修する場合は、対象者の親族でないこと及び過去に雇用契約を結んでいないこと

- ③研修終了後1年以内に、以下のいずれかの方法で就農する方

独立・自営就農し、就農後5年以内に認定農業者または認定新規就農者になること

農業法人等に常勤で雇用されて就農すること

親元就農し、就農後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になること

- ④前年の世帯全体の所得が600万円以下である方など
〔「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」〕。「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。〕

交付額と交付期間

交付期間1年につき1人当たり最大150万円、最長2年間(交付主体:県)

特例:国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長

返還措置

適切な研修を行っていない場合、研修を途中で休止・中止した場合、研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合、交付期間の1.5倍(最低2年間)就農を継続しない場合など、資金の全部または一部を返還していただくことがあります。

【経営開始型の概要】

対象者の要件

- ①市町で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者で、独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の方
- ②就農する市町の実質化された「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられている方(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ③生活保護等生活費を支給する国の他事業による給付を受けておらず、かつ原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でない方
- ④青年等就農計画の承認申請時に、前年の世帯全体の所得が600万円以下の方 など

独立・自営就農とは

以下の条件を全て満たすことを指します

- ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- ②主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
- ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- ④経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

交付額と交付期間

交付期間1年につき最大150万円、最長5年間(経営開始後5年度目分まで)(交付主体:市町)

夫婦ともに就農する場合は1.5人分、新規就農者が法人を設立して共同経営する場合はそれぞれに最大150万円

経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得を減じた額に3/5を乗じた額(1円未満切捨て)、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円

経営発展支援金

市町が交付2年目終了時に行う中間評価で良好の判定が出た場合、早期に経営を確立し、更なる経営発展につながる取組みを行う方は、最大150万円(又は3年目交付額の2倍のうち低い額)の交付を受けることができます。

(※当該資金(経営開始型)の交付は終了します。)

交付停止・返還措置

資金を除いた本人の前年所得が350万円を超えた場合、青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町が判断した場合、交付2年目が終了した時点で市町が行う中間評価で経営の改善の見込みがないと判断された場合は交付停止となります。

また、交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しなかった場合は、資金を返還することになります。

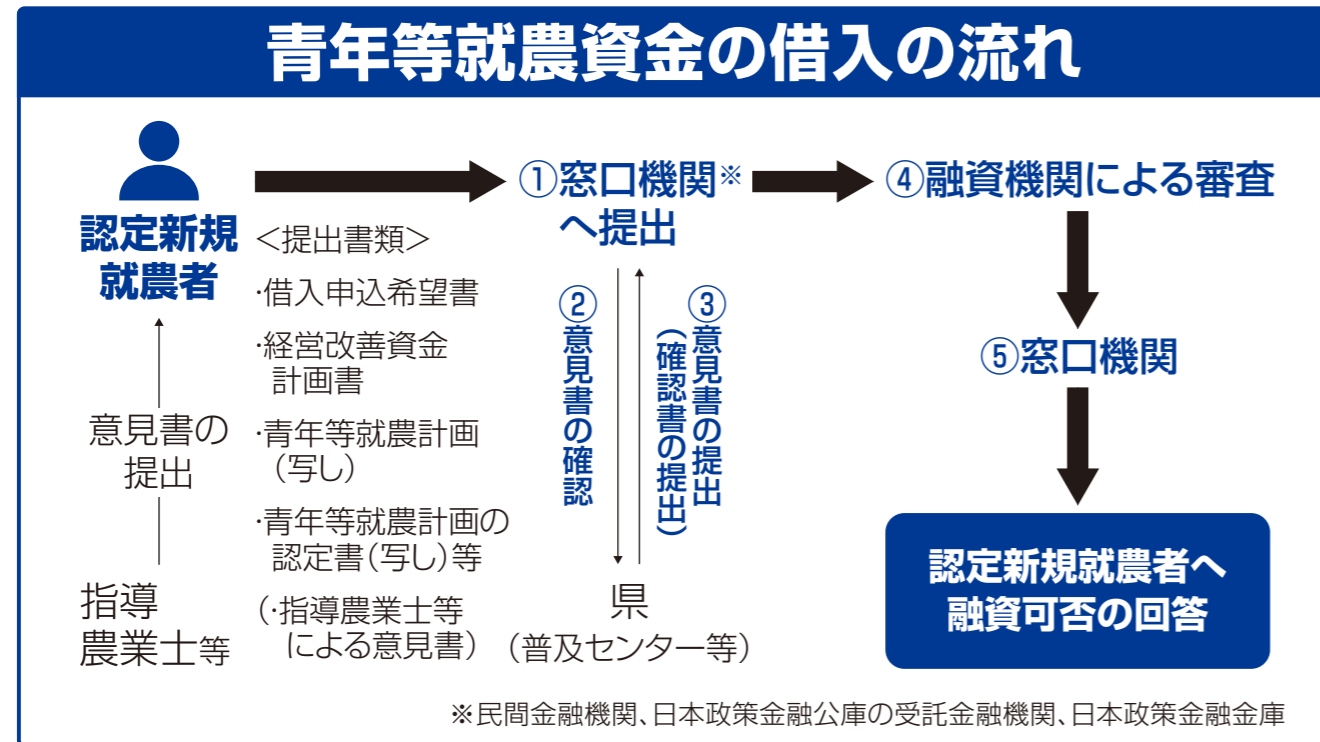
3 農業技術の習得や経営能力向上等への支援

新しく農業を始めるにあたっては、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理の知識など多くのことを学ぶ必要があります。また、技術や知識を身につけることは、「作りたい作物」、「飼いたい家畜」、「就農したい地域」などやりたい農業のイメージづくりに役立ちます。

奨学金制度	<ul style="list-style-type: none">○JA香川県就農奨学金 新規就農予定者に奨学金を給付することで、就農にあたって必要となる技能や知識の習得をサポートします。 ●給付金額：年間60万円 ●対象者：原則45歳未満でJA香川県が認めた教育機関に就学する者 就学終了後、1年以内に就農し、5年間就農を継続すること(雇用就農含む)																
香川県立農業大学校で学ぶ	<ul style="list-style-type: none">○就農を支援するための研修 <table><thead><tr><th>研修項目</th><th>研修コース</th><th>研修期間</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>就農実践研修</td><td>野菜コース 花きコース 果樹コース</td><td>4月～翌年3月(1年間)</td><td>農業に必要な実践的知識と野菜・花き・果樹の栽培管理技術を習得する就農希望者向けの研修。 (参考)令和2年度受講料41,900円+教材費(実費)</td></tr><tr><td>就農準備研修</td><td>野菜コース 花きコース 果樹コース</td><td>1期(4～7月) 2期(8～11月) 3期(12～3月)</td><td>野菜・花き・果樹の基礎知識と栽培管理技術を習得する初心者向けの研修。研修期間は4か月間で、4月、8月、12月の年3回開講。ただし、果樹コースの8月入校はありません。 (参考)令和2年度受講料17,800円+教材費(実費)</td></tr><tr><td>就農基礎講座</td><td>—</td><td>1期(6～7月) 2期(10～11月)</td><td>農業に関心を持ち、近い将来農業を始める人向けの初歩的な研修。昼間に就労している方向けで夜間講義が主体。6回の講義と3回の実習を実施。</td></tr></tbody></table>○営農技術向上を図るための研修<ul style="list-style-type: none">●農業機械利用技能者養成研修 大型トラクターの安全運転操作や点検・整備など、農業機械の利用技術を習得するための研修で、大型特殊免許(農耕車限定)等の取得を目指します。●フォローアップ研修 経営能力向上(経営計画・有機農業)、栽培技術向上(病虫害防除と農業適正使用等)、管理技術向上などを適宜実施しています。	研修項目	研修コース	研修期間	内容	就農実践研修	野菜コース 花きコース 果樹コース	4月～翌年3月(1年間)	農業に必要な実践的知識と野菜・花き・果樹の栽培管理技術を習得する就農希望者向けの研修。 (参考)令和2年度受講料41,900円+教材費(実費)	就農準備研修	野菜コース 花きコース 果樹コース	1期(4～7月) 2期(8～11月) 3期(12～3月)	野菜・花き・果樹の基礎知識と栽培管理技術を習得する初心者向けの研修。研修期間は4か月間で、4月、8月、12月の年3回開講。ただし、果樹コースの8月入校はありません。 (参考)令和2年度受講料17,800円+教材費(実費)	就農基礎講座	—	1期(6～7月) 2期(10～11月)	農業に関心を持ち、近い将来農業を始める人向けの初歩的な研修。昼間に就労している方向けで夜間講義が主体。6回の講義と3回の実習を実施。
研修項目	研修コース	研修期間	内容														
就農実践研修	野菜コース 花きコース 果樹コース	4月～翌年3月(1年間)	農業に必要な実践的知識と野菜・花き・果樹の栽培管理技術を習得する就農希望者向けの研修。 (参考)令和2年度受講料41,900円+教材費(実費)														
就農準備研修	野菜コース 花きコース 果樹コース	1期(4～7月) 2期(8～11月) 3期(12～3月)	野菜・花き・果樹の基礎知識と栽培管理技術を習得する初心者向けの研修。研修期間は4か月間で、4月、8月、12月の年3回開講。ただし、果樹コースの8月入校はありません。 (参考)令和2年度受講料17,800円+教材費(実費)														
就農基礎講座	—	1期(6～7月) 2期(10～11月)	農業に関心を持ち、近い将来農業を始める人向けの初歩的な研修。昼間に就労している方向けで夜間講義が主体。6回の講義と3回の実習を実施。														
プロ農家で学ぶ	<ul style="list-style-type: none">○新規就農者の里親育成事業 就農希望者を受け入れて研修を実施し、独立に向けた準備をサポートするとともに、独立後も総合的にサポートする先進農家等(里親)の取組みを支援します。○農業インターンシップ 先進的な農業法人等での実践的な就業体験で、体験期間は1週間～6週間で費用は無料(現地までの交通費は自己負担)です。○JA香川県農業インターン制度 先進的な経営体・農家、農業大学校、農業試験場、香川県農協等での研修及び実習(1年程度)なお、インターン期間中のみ香川県農業協同組合の臨時職員として採用します(月給制、社会保険あり) ※JA香川県の追加支援措置としてインターン修了者が就農する際の営農費用(種苗費、肥料費、修繕費等)の一部を助成し、就農直後の経営の安定化につなげます。																
農の雇用事業	<ul style="list-style-type: none">○農業法人等就業実践研修 農業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を習得する研修を実施する場合に、農業法人等へ研修費の一部を助成します。○次世代経営者育成派遣研修 農業法人等において次世代の経営者を育成するため、先進的な農業法人等に役職員を派遣して行う際の派遣研修費及び代替職員を雇用した場合の代替職員費に対して助成します。																

4 経営発展に向けての制度資金の活用

新たに農業を始めるにあたっては「資金」が必要となります。就農時に借り受けることができる資金は次のとおりです。ただ、資金制度があるからといって安易に借り入れることは、資金の償還時に農業経営を圧迫する要因となる場合もありますので注意が必要です。



資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額
青年等就農資金 農業経営開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ●農地等の改良等 ●農業生産用施設・機械等の改良、造成、取得 ●農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 ●創立費、開業費その他の繰延資産の取得等 ●家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要な長期資金 	無利子 償還期間 17年 (うち据置5年以内)	認定新規就農者	3,700万円 (特認1億円) 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
	備考/市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること			

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額
経営体育成強化資金 新規就農者の必要とする農地等を取得するための資金	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の取得に必要な資金 ●農業用建構築物、農機具の購入費 ●果樹等の植栽、育成等 ●家畜の購入、育成費 	償還期間 25年 (うち据置3年以内) (農地等の取得の場合は据置5年) 【貸付利率】0.20% (令和2年6月18日現在)	認定新規就農者	事業費の80%以内 (個人)1億5,000万円 農地等の取得の場合は1,000万円
	備考/市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること			

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額
農業近代化資金 新規就農者の必要とする初期投資資金	<ul style="list-style-type: none"> ●農業用建構築物、農機具の購入費 ●果樹等の植栽、育成費 ●家畜の購入、育成費 ●農地又は牧野の改良、造成又は復旧 	償還期間 17年 (うち据置5年以内) 【貸付利率】0.20% (令和2年6月18日現在)	認定新規就農者	(個人) 1,800万円 ただし、融資率は事業費の80%以内
	備考/市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること			

5 経営基盤となる農地確保への支援

農業を始めるには、一般的に農地を利用することになります。農地を買ったり借りたりする場合には、農地に関する法律に基づき、許可等が必要になります。

○ 農地中間管理事業による場合【香川県農地機構】

農地機構は、地域ごとに、農地の借受希望者の募集を行い、貸し付けることのできる農地が出てきた時点で、貸付先決定ルールに即して借受希望者と協議を行い、貸付先を決定する仕組みで、自ら農地を探す必要はありません。なお、農地機構では新規就農者の農地の確保について優先的に配慮する方針です。

また、担い手が新たに農地を集積する場合に、補助金を受け取ることもできます。(農地集積補助金交付事業)

○ 農業経営基盤強化促進法による場合【市町】

市町が複数の農地の権利移動について一括して計画を作成・公告することで、農地法の許可を得ることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みです。貸借の場合、契約期限が到来すれば契約は自動的に解消されますが、貸し手・借り手双方の同意があれば再度、利用権を設定することができます。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の権利取得の下限面積の設定状況

区分	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)
本土地区	高松市	10	善通寺市	40	東かがわ市	30	宇多津町	設定なし	多度津町	設定なし
	丸亀市	設定なし	観音寺市	設定なし	三豊市	設定なし	綾川町	40	まんのう町	設定なし
	坂出市	30	さぬき市	40	三木町	40	琴平町	40		

区分	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)
島嶼地区	高松市	2	土庄町	10
	小豆島町	設定なし	直島町	設定なし

(注)設定状況は令和2年4月現在(香川県農地機構調べ)

○ 農地法による場合【市町農業委員会】

借入あるいは購入する場合、農地の所有者と連名で「農地法3条許可申請書」を農業委員会に提出し、許可を受ける仕組みです。

農地法に基づく農地の権利取得の下限面積の設定状況

区分	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)
本土地区	高松市	20	善通寺市	40	東かがわ市	40	三木町	40	琴平町	40
	丸亀市	30	観音寺市	40	三豊市	30	宇多津町	30	多度津町	30
	坂出市	30	さぬき市	40	(詫間町)	20	綾川町	40	まんのう町	40

区分	市町名	設定面積(a)	市町名	設定面積(a)
島嶼地区	高松市、小豆島町、直島町	5	土庄町、他市町の島嶼部	10

(注)設定状況は令和2年4月現在(香川県農地機構調べ)

6 農業機械・施設の導入等への支援

農業を始めるにあたって、その栽培には機械・施設が必要です。稲作の場合、機械整備一式で1千万円程度は必要です。そこで、まずは必要最小限の投資でスタートしましょう。経営内容に合わせて、中古市場、リタイヤ農家からの購入や無償譲渡を受けるなど過剰な投資を避けましょう。また、リタイヤする農家から、農地と合わせて機械・施設一式を借りる方法もあります。また、県や市町、JAなどの新規就農者を対象とした農業機械・施設の整備に係る支援措置を活用することも検討しましょう。

認定新規就農者等が対象となる支援(令和2年度) 国(農林水産省)

事業名	事業内容	助成額(率)	担当課等
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)	農業機械や施設の導入等	融資残について補助金を交付(補助率は事業費の3/10以内)(上限300万円)	県農業経営課

県・香川県農地機構

事業名	事業内容	助成額(率)	担当課等
新規就農者の経営発展支援事業	農業機械・施設や農機具格納庫等の整備 空きビニールハウスなど遊休資産の整備を支援	事業費の1/3以内(上限200万円、栽培管理用施設は400万円)	県農業経営課
農業参入サポート事業	農業参入企業が導入する機械・施設や簡易な基盤設備を支援	事業費の30%以内(上限150万円、農業用施設は200万円)	
生産力向上農業機械等整備事業	水稻、麦などの経営規模の拡大品質向上等に必要となる農業機械・器具の整備を支援	事業費の30%以内(上限300万円)	県農業生産流通課
楽・速農業機械等導入支援事業	水稻、麦などの省力化・効率化に必要な機械・器具の整備を支援	事業費の30%以内(上限300万円)	
かがわ園芸産地活性化基盤整備事業 園芸産地体制強化事業	園芸作物の生産拡大に必要な機械施設の整備を支援	事業費の1/3以内	
かがわ園芸産地活性化基盤整備事業 さめき漬フルーツ拡大支援事業	「さめき漬フルーツ」の生産拡大に必要な機械施設などの条件整備を支援	事業費の1/2以内(1戸あたり上限750万円)	
かがわ園芸産地活性化基盤整備事業 施設園芸体質強化事業	栽培温室の補強や省エネルギー機械施設の整備を支援	事業費の1/3以内	香川県農地機構
農地集積設備導入支援事業	県農地機構から農地を借り受けて経営開始又は経営規模拡大に伴う設備等の導入を支援	事業費の1/3以内(上限50万円)	

JA香川県

事業名	事業内容	助成額・融資額	担当課等
地域農業活性化資金「サンライズ」	生産資材の購入、機械・施設の取得経営に必要な経費、生活に必要な経費などを対象とした融資	新規就農者は、原則10万円以上150万円以内	JA香川県各統括店 融資課

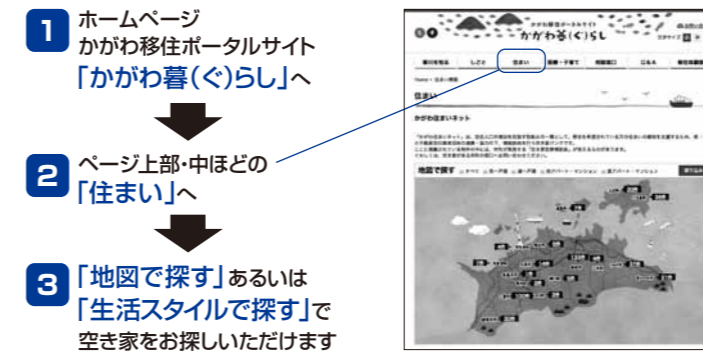
※市町によっては、独自の支援策を設けたり県補助事業等に上乗せして助成する場合がありますので、市町担当課にお問い合わせください。

住宅確保への支援

■ 香川県全域の空き家バンク「かがわ住まいネット」

<https://www.kagawalife.jp/>

「かがわ住まいネット」は、定住人口の増加を目指す取組みの一環として、移住を希望されている方の住まいを確保するため、県、市町と不動産取引業者団体の連携・協力の下、情報提供を行う空き家バンクです。



■ 移住者向けの家賃補助制度



香川県には、県外から移住され、定住される方を対象とした家賃補助制度があります。
※進学、転勤以外での転入の方が対象です。

申請等のお手続きは、転入先の市町が窓口となります。詳細は各市町窓口へお問い合わせください。

「家賃(管理費、共益費及び駐車場料金等を除く)の1/2を最長2年間」と「初期費用(礼金、仲介手数料など)の1/2」が助成されます。
※市町によって、補助金額や補助期間、対象要件、初期費用補助の有無などが異なります。

空き家探しワンポイントアドバイス

空き家を見つけるには、根気よく探すことと、地域の人と接して、本気で住みたいと話してみましょう!

理想の空き家を見つけるには、やはりタイミングが大切です。そのためには、「かがわ住まいネット」で探して、各自治体の「空き家バンク」まで、見てみましょう。しかし、できれば、その地域を訪れ、地域の人や役場の人から情報収集したり、イベントなどを通じて地域の人と顔見知りになって情報を聞いたりすることが大切です。特に、一軒家の空き家は、貸してくれるかどうか、物件が出るのを待つ必要があります。まずは根気よく、本気で住みたいことを地域の人にお話して、探すことが大切です。どうぞ、いい縁がありますように…。

■ 移住体験施設など



土庄町
小豆島の土庄町への移住を希望される方向けの滞在施設「土庄町島ぐらし体験の家」は、最短1週間から最長3か月の利用が可能です。詳しくは土庄町までお問い合わせください。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
土庄町企画課 ☎0879-62-7014まで



さめき市
さめき市への移住を検討している方を対象に、市内での生活をお試し体験できる「さめき市移住体験ハウス」をご用意しました。住宅や仕事探しの拠点として使用するなど、最短5日から利用可能です。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
さめき市総務部政策課 ☎087-894-1112まで



綾川町
綾川町への移住を希望している方を対象に、一定期間、町内での生活を体験できるお試し住宅を整備しました。最短1か月から最長3か月までの利用が可能です。綾川町での暮らしを体験してみませんか。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
綾川町役場 建設課 ☎087-876-5280まで



観音寺市
「お試し移住体験制度」利用宿泊施設
豊浜コミュニティセンター(海の家) 大野原交流センター
観音寺市豊浜町姫浜55-2 観音寺市大野原町大野原1267-1
☎0875-52-6640 ☎0875-54-5700(大野原支所)
利用時間:午後5時～翌日9時 利用時間:午後5時～翌日9時
利用料金:1人3,650円(4人以下) 利用料金:各部屋4,400円
移住希望者の方だけが利用できる専用施設ではありません。
滞在できる期間は施設の空き状況によります。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
観音寺市政策部ふるさと活力創生課 ☎0875-23-7803まで



三豊市財田町
三豊市財田町に移住を考えている方にも使ってもらえる移住・定住・就業促進住宅をご用意しています。
水道光熱費込で月45,000円、3LDKのお部屋です。
詳しくは、まちづくり推進隊財田へお問い合わせください。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
特定非営利活動法人 まちづくり推進隊 財田 ☎0875-67-3790まで



小豆島町
小豆島町では、小豆島町への移住を希望される方を対象として、実際に島ぐらしを体験していただける場を提供するため、「中・長期滞在施設」を準備しました。施設は、最短1週間から最長3か月の利用が可能です。詳しくは「小豆島町中長期滞在施設」で検索するか、小豆島町までお問い合わせください。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
小豆島町住まい政策課 ☎0879-82-7011まで
NPO法人Totie(トティエ) ☎0879-82-1199まで

かがわ暮らしの魅力

1 都会的な便利さと自然がマッチして、買い物も便利。

都会の便利さと田園や海が広がる田舎のような生活がほどよくマッチしていることです。県都高松は、瀬戸の都とも呼ばれ、国の出先機関や企業の支店も多く、四国の拠点都市です。都市公園の面積もゆたかりしています。香川は、大型小売店も多く、買い物には便利。飲食店も数多くあり、生活しやすい環境にあります。



2 住まいは広くて災害が少なくのびのび暮らせる。

移住を考える時、住まいはとて大切。香川は持ち家比率も高く、延べ床面積も広い。四国の中でも瀬戸内側に位置するため、気候が温暖で災害が少ないことも人気の秘密です。



3 瀬戸内海に面してアートや文化が豊か。子育てしやすい。

香川は、国内外で活躍する優秀な人材を数多く輩出するなど、教育県として高い評価を受けています。「夢に向かってチャレンジする人づくり」を基本理念として、子どもたちの夢と笑顔を大切にしながら、一人ひとりの子どもが、夢や目標を持ち、自らの力でチャレンジするための基礎を培うため、学校・家庭・地域が連携しながら、確かな学力、豊かな心、すこやかな体の調和のとれた育成をめざしています。



4 うどんはもちろん、新鮮な野菜や魚が安くおいしい。

新鮮な魚介類や野菜、果物が安く手に入るの、瀬戸内の漁場や農産地が近く、地産地消が根付いているから。日照時間も長く、災害も少ない香川は、自然の恵みをいっぱい受けた食べ物が生活を支えてくれます。また、物価も安く、預貯金残高(1世帯当たり)が全国2位であることから、生活しやすい環境であることを物語っています。

5 医療や福祉が充実している。仕事が見つけやすい。

香川は、医療・福祉でも安心して生活できる環境にあります。医師や看護師数も全国上位にあり、また総合病院の移転拡充や改築も進んでいます。



6 交通の拠点であり、道路が整備されていて、あちこち行きやすい。

香川は、交通アクセスも便利です。本州とは瀬戸大橋で結ばれ、JR・快速電車なら岡山へ約60分、ほぼ30分に1本のダイヤです。関西や関東、広島、九州へは新幹線。高速道路も整備され、関西方面へは高速バスも数多く、たいへん便利です。高松空港は、東京、沖縄のほか、国際線としてソウル、上海、台北、香港線が運行されています。



香川県の主なオリジナル品種

米・麦

①水稲「おいでまい」(平成26年品種登録)

- ◎高温登熟性に優れ、粒ぞろいと食味が特徴。
- ◎令和元年産など過去4回 米の食味ランキングで最高評価の「特A」を獲得。



おいでまい

②小麦「さめきの夢2009」(平成24年品種登録)

- ◎さめきうどん用小麦として、現在は、「さめきの夢」のブランド名で流通。
- ◎本県の小麦は全て「さめきの夢」。国内で最も高い価格で販売されており、実需者(製粉業者)から生産拡大を強く期待されているブランド品種。



さめきの夢2009

野菜・花き

①アスパラガス「さめきのめざめ」(平成17年品種登録) 紫アスパラガス品種「さめきのめざめバイオレット」(平成29年品種登録出願)

- ◎萌芽が早く、頭部が開き難い品種特性を生かし従来の3畝栽培から**県独自の2畝栽培法**を確立。2畝栽培にしても収量が低下せず、路幅が広がることにより収穫・防除等の作業効率や品質が飛躍的に向上。
- ◎「さめきのめざめ」は、春の萌芽が早く、多収性が特徴。穂先が開きにくいので、50cm長のロングサイズアスパラガスとしても出荷。
- ◎「さめきのめざめバイオレット」は、夏の高湿期にも鮮やかな紫での出荷が可能。
- ◎これらと合わせて、ホワイトアスパラガス生産資材の開発により、**3色のアスパラガス生産**を実現。



さめきのめざめ 上25cm,下ロング 50cm ▶ さめきのめざめバイオレット ▼



ホワイトアスパラガス生産資材(アスパラキャップ)

②イチゴ「さめき姫」(平成21年品種登録) 「よつぼし」(平成29年品種登録)

- ◎全国に先駆けて高設式養液栽培システム(らくちん栽培)を開発し、省力安定生産が可能となった。
- ◎「さめき姫」の最大の特徴は甘さ。安定した糖度を保ち、酸味が強くなる季節も、甘さと酸味の絶妙なバランスを保つ。糖度も収量性も高い。
- ◎「よつぼし」は国内の4研究機関が共同で育成した種子繁殖性品種。



さめき姫

よつぼし

③カーネーション「ミニティアラ」シリーズ

- ◎剣咲きタイプのスプレーカーネーション「ミニティアラ」は、花の形がティアラ(女性の装飾冠)を思わせ、花が小さく可愛らしいことから命名。
- ◎従来のカーネーションとは花の形が異なることから「フラワーアレンジ」や「いけばな」など、新たなマーケットへの需要が拡大しています。



④ラナンキュラス「てまり」シリーズ

- ◎「てまり」シリーズは、出荷時のつぼみの形が手毬に似ていることから命名。
- ◎冬季の暖房費が軽減でき、日持ち性、収量性も高いことから生産者が増加傾向にある。全国3位の栽培面積で、県内生産の約90%が「てまり」シリーズ。



果樹

①キウイフルーツ 県オリジナル品種10品種

- ◎府中果樹研究所は、国内有数の遺伝資源を有し、これまでに県オリジナルのキウイフルーツ品種10品種を育成。
- ◎「さめき讃フルーツ」の主要品目としてブランド化を図っており、市場評価も高く、儲かる果樹として有望視。



さめきキウイっこ® 香粋 さめきエンジェルスイート 香緑 さめきゴールド

- 【香緑】:糖度は15~17度で、糖度16度以上の果実は「スイート16」ブランドで販売され好評。昭和62年に品種登録。
- 【讃緑】:糖度は16~17度で、甘みと酸味のバランスが良好。平成11年に品種登録。
- 【香粋】:糖度は15~16度で、甘みが強い。重さは30~50g程度の小型品種。平成11年に品種登録。
- 【さめきゴールド】:糖度は14~17度で、酸味が少ない。重さは160~200g程度と従来の品種の約2倍。果肉の色は濃黄色。最上級品は「黄様」ブランドで販売。平成17年に品種登録。
- 【さめきエンジェルスイート】:糖度は18度程度で酸味が少なく、上品な甘み。種子周辺部が赤くなる。平成25年に品種登録。
- 【さめきキウイっこ®】:香川大学との共同研究で育成した5品種の総称。品種によって果肉の色は、黄色、黄緑色、緑色。糖度が高く食味が良い。平成26年に品種登録。

②オリーブ「香オリ3号」、「香オリ5号」

- ◎国内唯一のオリーブ専門研究機関である小豆オリーブ研究所で育成し、国内初のオリーブ品種として平成29年に品種登録出願。
- ◎「香オリ3号」:既存品種に比べて果実が大きくオイルの採油率も高い、新漬けオイル兼用品種。
- ◎「香オリ5号」:ポリフェノールが豊富で辛みと苦みが強く採油率も高い、オイル専用品種。



香オリ3号

香オリ5号

移住にあたっての相談先

香川県地域活力推進課	〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10	☎087-832-3125
香川県就職・移住支援センター	〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1	☎087-802-4800
香川県東京人材Uターンコーナー	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3	☎03-5212-9100
ふるさと回帰支援センター	〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1	☎080-2125-1634
香川県大阪人材Uターンコーナー	〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋1-18-24	☎06-6281-1661